

静岡県告示第308号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月11日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
浜松市防災協会	(略)	(略)	浜松市防災協会	(略)	(略)
高尾恵理	静岡県葵区千代田六丁目30-30	静岡県葵区千代田六丁目30-30 歌仙たばこ店内	澤田愛子	(略)	(略)
澤田愛子	(略)	(略)			
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は平成30年12月30日から適用する。